

一般財団法人福岡県建築住宅センター 確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人福岡県建築住宅センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第38条に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物の分類)

第1条の2 業務規程第15条第1項第1号にて規定する2,000㎡以下の建築物を次の通り分類し、次条以降に規定する別表において適用する。

- (1) 階数が2以下かつ延べ面積が500㎡以下又は建築基準法（以下「法」という。）第68条の10第1項の型式適合認定（令第136条の2の11第1号に係る認定に限る。以下「型式認定」という。）をうけた建築物。
 - 第1類 一戸建ての住宅又は長屋であるもの（住宅以外の用途を含む建築物は、住宅部分が1/2以上であり、かつ住宅以外の部分が法第6条第1項第1号に該当しないものに限る。）
 - 第2類 型式認定をうけた建築物のうち一戸建ての住宅又は長屋であるもの
 - 第3類 型式認定をうけた建築物のうち前号以外のもの
 - 第4類 第1類から第3類以外のもの
- (2) 前号以外の建築物
 - 第5類 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅であるもの（住宅以外の用途を含む建築物は、住宅部分が1/2以上であり、かつ住宅以外の部分の床面積が500㎡を超えないものに限る。）
 - 第6類 第5類以外のもの

(確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条（業務規程第24条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる種別に応じ、確認申請一件につき、当該各号に定める別表に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物 別表第1-1及び別表第1-2
 - (2) 工作物 別表第2
 - (3) 昇降機 別表第3
- 2 別表第1-1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合（次の第2号から第5号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をセンター以外から受けている場合 前号と同じ
 - (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をセンターから受けている場合 変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - (4) 建築物を同一棟で増築する場合 当該増築する部分の床面積及び当該建築物の他の部分の床面積の二分の一を合計した床面積
 - (5) 建築物を別棟で増築する場合 当該計画の増築に係る部分の床面積
 - (6) 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更を行う場合 当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の二分の一

(中間検査の申請手数料)

第3条 業務規程第26条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、中間検査申請一件につき、当該各号に定める別表に掲げるとおりとする。

- (1) 直前の確認済証又は中間検査合格証の交付をセンターから受けた建築物 別表第4-1
 - (2) 前号以外の建築物 別表第4-2
- 2 別表第4-1及び別表第4-2の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。

(完了検査の申請手数料)

第4条 業務規程第32条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、完了検査申請一件につき、当該各号に定める別表に掲げるとおりとする。

- (1) 直前の確認済証の交付をセンターから受け、中間検査の適用がない建築物 別表第5-1及び別表第5-4
 - (2) 直前の中間検査合格証の交付をセンターから受けた建築物 別表第5-2及び別表第5-4
 - (3) 前2号以外の建築物 別表第5-3及び別表第5-4
 - (4) 直前の確認済証の交付をセンターから受けた工作物 別表第6-1
 - (5) 前号以外の工作物 別表第6-2
 - (6) 直前の確認済証の交付をセンターから受けた昇降機 別表第7-1
 - (7) 前号以外の昇降機 別表第7-2
- 2 別表第5-1、別表第5-2及び別表第5-3の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- 3 完了検査申請において、計画を変更したことによる追加説明書(変更の内容が建築基準法施行規則第3条の2に該当するものを除く。)の提出があった場合は、審査手数料として、第2条第2項第2号又は同項第3号の計画変更の手数を加算する。
- 4 完了検査又は追加説明書の審査の結果、再度の現場検査を行う場合は、その費用として、当該完了検査申請手数料の50%を加算する。

(申請手数料の減免)

第5条 第2条第2項第4号において、増築部分が、法第20条第2項の規定により同条第1項第4号イの適用を受ける場合は、第5類及び第6類に限り、別表第1-1により算出される手数料の額の50%とする。

- 2 前項の規定は、既存部分が、検査済証の交付をセンターから受けた建築物以外の建築物である場合には適用しない。
- 3 当センターに建設住宅性能評価申請を行っている建築物で、性能評価の現場検査と同時に実施する中間検査又は完了検査の申請手数料(別表5-4による加算額を除く。)は免除する。
- 4 災害罹災により建築物の建築、大規模な修繕をする場合は第2条(確認の申請手数料)、第3条(中間検査の申請手数料)及び第4条(完了検査の申請手数料)について算出金額の50%とする。
- 5 前項の規定は、業務規程第39条第4項に基づく減額が適用される場合には、適用しない。

(確認帳簿記載事項証明に関する手数料)

第6条 業務規程第53条に規定する確認帳簿記載事項証明に係る申請手数料は、証明書の発行1通につき2,200円(税込金額(税率10%))とする。

(計画変更における手数料の減額)

第7条 計画変更申請において、変更に係る項目が次に掲げるもの(以下「小規模な計画変

更」という。)であって、建築基準関係規定に適合することが明らかである場合は、第2条第2項第3号の規定により適用する別表第1-1により算定される手数料の額から、第1類から第4類においては50%を、第5類及び第6類においては75%を減額する。ただし、小規模な計画変更以外の項目を併せて申請する場合を除く。

(1) 建築物の配置の変更

(2) 敷地面積が直前の申請の5%以下の減少となる変更

(3) し尿浄化槽に関する変更

2 第5類又は第6類の建築物の計画変更申請において、変更に係る項目が次のいずれか一つのみに該当する場合は、第2条第2項第3号の規定により適用する別表第1-1により算定される手数料の額から50%を減額する。

(1) 構造規定以外の規定に関する変更(前項の規定が適用される場合を除く。)

(2) 構造規定のみに関する変更

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する

附 則

この規定は、平成26年3月1日から施行する

附 則

この規定は、平成27年6月1日から施行する

附 則

この規定は、平成27年10月1日から施行する

附 則

この規定は、平成28年8月1日から施行する

附 則

この規定は、平成28年12月1日から施行する

附 則

この規定は、平成30年6月1日から施行する

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する

附 則

この規定は、令和4年7月1日から施行する

附 則

この規定は、令和5年10月1日から施行する

別表第1-1 建築物に関する確認申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	手数料の額					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
100㎡以内	18,000	12,000	19,000	28,000	100,000	110,000
100㎡越え、200㎡以内	26,000	18,000	28,000	40,000	110,000	120,000
200㎡越え、500㎡以内	34,000	23,000	36,000	52,000	135,000	140,000
500㎡越え、1,000㎡以内	54,000	51,000		83,000	150,000	160,000
1,000㎡越え、2,000㎡以内	81,000	80,000		124,000	230,000	255,000

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

別表第1-2 建築物に関する確認申請手数料に加算する手数料

(単位：円)

審査項目	加算額					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
天空率	6,000×N				12,000×N	
構造計算（ルート1又はルート3）	30,000×R1				別表1-1の額の20% ×(R1-1)	
構造計算（ルート2）	145,000×R2				180,000×R2	
構造計算適合性判定図書との整合性確認	10,000×R3					
その他特殊な審査※	別途理事長が定める額					
電子申請における副本の書面交付	法第6条第1項第1号～第3号建築物を含む申請				8,000	
	法第6条第1項第4号建築物のみの申請				5,000	
	(上記に加え)構造計算書1棟分につき				10,000	

N：法第56条第7項の規定による特例を適用する区分の数

R1：ルート1又はルート3の構造計算を要する構造上の棟数

R2：ルート2の構造計算を要する構造上の棟数

R3：構造計算適合性判定を要する構造上の棟数

※避難安全検証法、特定天井の他別途理事長が定めるもの

別表第2 工作物に関する確認申請手数料

(単位：円)

1件あたり	手数料の額	
	高さ	
	4m以下	4m超
築造する場合	20,000	42,000
計画変更して築造する場合	10,000	21,000

※電子申請における副本の書面交付は1件あたり5,000円加算する。

別表第3 昇降機に関する確認申請手数料

(単位：円)

1基あたり	手数料の額	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
設置する場合	20,000	8,000
計画変更して設置する場合	10,000	6,000

※電子申請における副本の書面交付は1基あたり8,000円加算する。

別表第4-1 建築物に関する中間検査申請手数料

(直前の確認済証又は中間検査の合格証の交付をセンターから受けたもの)

(単位：円)

床面積の合計	手数料の額*					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
100㎡以内	18,000	-	18,000	23,000	45,000	55,000
100㎡越え、200㎡以内	23,000	-	23,000	29,000	60,000	70,000
200㎡越え、500㎡以内	36,000	-	35,000	46,000	75,000	90,000
500㎡越え、1,000㎡以内	57,000	-	51,000	73,000	125,000	135,000
1,000㎡越え、2,000㎡以内	86,000	-	85,000	110,000	160,000	180,000

※住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査又は住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査と同時に実施する場合の申請手数料は3,000円減額する。

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

別表第4-2 建築物に関する中間検査申請手数料

(直前の確認済証又は中間検査の合格証の交付をセンター以外から受けたもの)

(単位：円)

床面積の合計	手数料の額*					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
100㎡以内	23,000	-	23,000	31,000	95,000	110,000
100㎡越え、200㎡以内	30,000	-	30,000	41,000	115,000	130,000
200㎡越え、500㎡以内	46,000	-	45,000	61,000	143,000	160,000
500㎡越え、1,000㎡以内	73,000	-	63,000	97,000	200,000	215,000
1,000㎡越え、2,000㎡以内	110,000	-	100,000	146,000	275,000	308,000

※住宅瑕疵担保責任保険に係る現場検査又は住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査と同時に実施する場合の申請手数料は3,000円減額する。

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

別表第5-1 建築物に関する完了検査申請手数料（中間検査の適用がない建築物）
（直前の確認済証の交付をセンターから受けたもの）

（単位：円）

床面積の合計	手数料の額					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
100㎡以内	20,000	14,000	18,000	26,000	50,000	60,000
100㎡越え、200㎡以内	24,000	18,000	23,000	33,000	70,000	80,000
200㎡越え、500㎡以内	38,000	27,000	35,000	50,000	90,000	100,000
500㎡越え、1,000㎡以内	60,000	61,000		80,000	140,000	150,000
1,000㎡越え、2,000㎡以内	91,000	100,000		120,000	180,000	200,000

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

別表第5-2 建築物に関する完了検査申請手数料（中間検査受検済）
（直前の中間検査合格証の交付をセンターから受けたもの）

（単位：円）

床面積の合計	手数料の額					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
100㎡以内	18,000	-	16,000	24,000	別表第5-1の額	
100㎡越え、200㎡以内	22,000	-	21,000	31,000		
200㎡越え、500㎡以内	36,000	-	33,000	48,000		
500㎡越え、1,000㎡以内	57,000	-	59,000	76,000		
1,000㎡越え、2,000㎡以内	86,000	-	98,000	115,000		

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

別表第5-3 建築物に関する完了検査申請手数料
（直前の確認済証又は中間検査の合格証の交付をセンター以外から受けたもの）

（単位：円）

床面積の合計	手数料の額					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
100㎡以内	25,000	17,000	23,000	34,000	100,000	115,000
100㎡越え、200㎡以内	31,000	23,000	31,000	45,000	125,000	140,000
200㎡越え、500㎡以内	48,000	33,000	45,000	65,000	158,000	170,000
500㎡越え、1,000㎡以内	76,000	71,000		104,000	215,000	230,000
1,000㎡越え、2,000㎡以内	115,000	120,000		156,000	295,000	328,000

※網掛け部分は第5類及び第6類を含まない複数棟申請に適用する。

別表第5-4 建築物に関する完了検査手数料に加算する手数料

(単位：円)

検査項目	加算額					
	建築物の分類					
	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
省エネ基準 (省エネ適合性判定をセンターから受けたもの)	別表5-1～別表5-3の額の 20 % × E					
省エネ基準 (省エネ適合性判定をセンター以外から受けたもの)	別表5-1～別表5-3の額の 40 % × E					
省エネ基準に関する軽微な変更 (ルートB)	別表5-1～別表5-3の額の 30 % × F					

E : 省エネ適合性判定を受けた建築物の数

F : 省エネ適合性判定を受けた建築物のうち、軽微な変更届 (ルートBに限る。) の提出を要する建築物の数

別表第6-1 工作物に関する完了検査申請手数料

(直前の確認済証の交付をセンターから受けたもの)

(単位：円)

1件あたり	手数料の額	
	高さ	
	4 m以下	4 m超
築造する場合	20,000	40,000

別表第6-2 工作物に関する完了検査申請手数料

(直前の確認済証の交付をセンター以外から受けたもの)

(単位：円)

1件あたり	手数料の額	
	高さ	
	4 m以下	4 m超
築造する場合	26,000	52,000

別表第7-1 昇降機に関する完了検査申請手数料
 (直前の確認済証の交付をセンターから受けたもの)

(単位：円)

1基あたり	手数料の額	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
設置する場合	25,000	15,000

別表第7-2 昇降機に関する完了検査申請手数料
 (直前の確認済証の交付をセンター以外から受けたもの)

(単位：円)

1基あたり	手数料の額	
	エレベーター エスカレーター	小荷物専用昇降機
設置する場合	31,000	21,000